

宿泊税に関する証明書  
ビジネスにおける宿泊の必要性の証明  
2013年10月15日のフライブルク市宿泊税法規約第2条5項に基づく

宿泊施設への提出用書類

本書類の目的

フライブルク市は2014年1月1日より宿泊税を徴収します。仕事上/会社の都合上有償の宿泊所に宿泊する場合のみ、この課税の対象外になります。これは業務の遂行、商業上/自営業の活動が宿泊無では不可能、あるいは困難である場合を指します。これはフライブルク市における滞在が職業訓練、研修のためであり、そのためのイベントへの参加が義務付けられている場合にも適用されます。その際滞在の必要性を宿泊施設に証明する必要があります。

宿泊先への証明書の提出は任意であり、宿泊税の徴収が適用されるか否かの確認が目的です。集められたデータはフライブルク市へ転送されます。データの処理と使用はこの証明書の提出をもって承諾されます。この手続きに同意が無い場合は宿泊税が徴収されます。

アルファベット（ブロック体）でご記入ください

御氏名

TEL（任意）

御住所

Eメール（任意）

フライブルクにおける宿泊

開始日

終了日

宿泊施設名

ビジネス・仕事上宿泊が必要な理由

フライブルクでの宿泊は、ビジネス・仕事上不可欠です

- 私は自営もしくはフリーランスの仕事に従事しています
- 私は会社職員もしくは公務員です
- その他職業上の都合により

該当に×印をつけてください。また、裏面の該当箇所をご記入ください。

## 1. 自営業・フリーランス業をご選択の場合

事務所の御住所

業務内容

滞在目的

## 2. 会社職員・公務員をご選択の場合

宿泊代の領収書が会社もしくは雇用主宛に発行される場合、それを証明書類とすることが可能です。これ以外の場合に関しては、会社・雇用主ならびに滞在目的を下記にご記入ください。

私は、下記の者と雇用関係にあります。

会社・雇用主の名前および住所

滞在目的

## 3. その他ビジネス・仕事上の都合による宿泊の場合

ビジネス・仕事上の都合は、その他例えば職業訓練や職業教育、行事の参加などの理由がある場合にも当てはまります。職業訓練等の種類や滞在目的をご記入ください。

説明（滞在目的、宿泊の必要性について）

私/私共はこの宿泊が純粋に職業上/業務上の目的であることを証明致します。

フライブルク市は証明書の正確性を検証することができます。滞在者は求めに応じて職業上/業務上の宿泊の必要性を証明する必要があります。 証明書記載内容が正しくなかったり虚偽であった場合、支払われるべきであった税金に対し宿泊者本人に責任が問われる可能性があります。 不正確な内容の証明書を作成した場合、法的不法行為、又は違反行為として追訴されます。

日付

ご署名